

天童市指定管理者制度の指針

平成17年8月

天 童 市

I はじめに

この指針は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理の仕組みが「管理委託制度」から「指定管理者制度」に転換したことを受け、本市の指定管理者制度に係る基本的な考え方と必要となる事務処理及び留意事項をまとめたものである。

II 導入に当たっての基本的な考え方

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設」であり、その管理については従来、公共性がある団体のみに認められてきたところである。

今般、管理委託制度に替わって創設された指定管理者制度は、施設の管理の主体に関するこれまでの考え方を転換し、民間事業者を含む「法人その他の団体」に公の施設の管理業務を行わせることを可能にした制度であり、その目的は、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ること。」である。

今後、公の施設の管理については、基本的考え方として、施設や業務の専門性、特殊性等を踏まえ、公の施設の管理の実施を目的として、指定管理者の募集、指定管理者による管理業務の実施方法等を定め、指定管理者制度の導入を進めていくものである。

III 指定管理者の選定手続

1 指定期間

指定期間は、おおむね5年とし、その後は、課題を踏まえながら、個々の施設の実態により適合した期間設定に見直しを図る。

2 募集方法

(1) 募集の原則

募集は、公募又は複数の者を指名して行わなければならない。

(2) 募集する施設の単位

ア 原則として、設置条例に定める施設ごとに募集する。

イ 施設の種類、特性、立地条件等により複数の施設について一括して管理することが効果的・効率的である場合は、複数の施設を合わせて募集することができる。

(3) 募集要項

募集を実施するときは、募集要項を作成して募集しなければならない。

(4) 募集要項の審査

募集要項の内容について、事前に選定審査会の審査後に、市長の承認を得る

こととする。

(5) 募集の周知

公募するときは、市報、ホームページ等に掲載して募集を周知する。なお、公募によらないときは、市長が指名した者に募集要項を送付して募集を行う。

(6) 指名による募集

複数の者を指名し募集するときは、あらかじめ天童市公の施設に係る指定管理者の候補者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、指名する者を決定しなければならない。

(7) 募集期間

募集期間は、おおむね1か月とし、申請者に検討に十分な期間を確保するものとする。

(8) 募集の例外

市長は、次に該当するときは、必要最小限の範囲内で、公募又は複数の者を指名しないで指定管理者の候補者（以下「指定管理者候補者」という。）を指名することができる。

ア 募集しても申請者がいないとき。

イ 申請者の中に適切な者がいないとき。

ウ 指定の取消しにより募集の暇がないとき。

エ 出資法人・団体等の例外に該当するとき。

- ・施設の性格、設置目的を考慮し、特定の者を指定管理者候補者とした方が地域に密着した運営、施設機能の活用、サービスの提供等効率的な管理が達成できると判断できるとき。

- ・出資法人・団体等が行っている施設の管理コストなどの明確化を図るとともに、職員の処遇を含め、質の高いサービスを低コストで提供できると判断できるとき。

(9) 募集の例外の取扱い

ア 募集の例外として取扱いをする場合は、選定審査会の審査を経て、市長の承認を得なければならない。

イ 募集の例外として取扱いをする場合であっても、指定管理者の業務の範囲及び管理の基準を明示する必要があるため、募集要項に準じた書類を作成しなければならない。

3 募集要項の内容

(1) 施設の概要

申請者に施設の概要を示すため、名称及び所在、設置目的、施設規模等について明示する。この場合、これらの事項が記載されているパンフレット等に代えることができる。

(2) 申請資格

申請できる者は、施設の管理等を安定的に行うことのできる能力を有する、個人ではなく法人又は団体（以下「法人等」という。）で、次のような要件を設定することができるものとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと及び本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- イ 市税、県税、法人税、消費税等税の滞納がないこと。
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生の手続を行っていないこと。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人及び団体（以下「法人等」という。）でないこと。
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により過去に指定の取消し等を受けていないこと。
- カ 施設の設置目的及び地域経済の振興、雇用の確保等を踏まえ、要件を設定することができるものとする。
 - ・法人等の所在
原則として、山形県内に主たる事業所（本社）を有すること。
 - ・免許等の資格
施設管理に必要な法人等及び職員の免許等の資格、条件等を定めることができる。

(3) 申請方法

募集要項の配布方法、申請期間及び窓口、申請に必要な書類及びその様式、注意事項のほか必要な事項を明示する。事業計画書及び添付書類は、次のとおりとする。

ア 事業計画書

法人等が持つ能力として、管理体制、収支計画、法令等の遵守、守秘義務のための措置事項のほか、法人等のノウハウを活かした運営方法、各種事業及びその計画の提案を具体的にした事業計画書の提出を求める。

イ 添付書類

資格を有している書類として定款、寄附行為、規約等のほか、必要な書類の提出を求める。

(4) 選定基準

天童市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第3条各号に定める選定基準による。

- ア 公の施設の運営が市民の平等な利用を確保することができること。
- イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- エ 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られること。
- オ 市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に適合すること。

(5) 選定方法

次項に定める「指定管理者候補者の選定」により選定する。

(6) 施設の管理基準

指定管理者が施設管理する上で遵守すべき法令等のほか、休館日、開館時間等の管理に係る基本的事項を記載する。

(7) 業務の範囲

市が指定管理者に行わせる業務の範囲の概要を明示する。特に、使用の許可、使用の制限等において、基本的な事項以外の権限について具体的に明示する。なお、個々の業務の詳細については、業務仕様書を別に作成すること。

(8) 市が実施する業務

ア 修繕 市が直接費用を負担し実施する修繕業務については、あらかじめ修繕する範囲を設定し、設定した以外の修繕については、指定管理者と協議の上設定する。

イ 法令による市長に属する権限 法令等により市長のみが行うこととされている行為は、次のとおりである。

- ・使用料の強制徴収（地方自治法第231条の3）
- ・行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）
- ・不服申立てに対する決定（地方自治法244条の4）

(9) 使用料・利用料金の額及び取扱い

使用料の額及び市長から承認された利用料金の額並びにその取扱いについて明示する。また、過去数年間の実績についても明示する。

(10) 指定期間

指定管理者に管理を行わせる期間は、おおむね5年とする。

(11) 管理経費

指定管理料の積算基礎に含まれている経費の種類を明示する。

募集要項に管理経費の上限額等を示す場合は、当該管理経費の上限額、指定期間の各年度に支出する予定の管理経費の概算額等を示すこととする。なお、実際に支払われる管理経費は、当該概算額ではなく、毎年度の予算編成において確定するものであることを申請者に伝えることとする。

(12) 質問の受付

募集要項、施設の状況等について申請者の理解を得るため、質問の受付等に

ついて明示する。

(13) 説明会等の有無

施設の維持管理、施設の状況、設置目的に適した事業等に関する説明会の開催について明示する。

(14) 業務内容の変更

指定管理者が実施する業務について変更が生じたときは、指定管理者との協議により業務内容を変更することができる。この場合において、必要に応じて指定管理委託料の追加又は減額を行うものとする。

(15) 業務の報告及び監視

業務について定期的な報告のほか、必要に応じて立入り調査を行い、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(16) 指定の取消し

指定の要件に該当しなくなったとき、指示に従わないとき等は、指定の取消しができるものとする。

(17) その他の留意事項

施設の設置条例及び手続条例並びにこれらの施行規則のほか、施設の性格に合わせた施設の維持管理及び事業実施に必要な事項、業務に要する物品の貸与、全部の管理業務の再委託（清掃等の一部業務の委託は可能）の禁止、指定管理者の指定までのスケジュール等について明示する。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定組織

指定管理者候補者の選定に当たっては、審査会の審査を経なければならない。

(2) 選定基準

手続条例第3条によるものとする。

(3) 募集の例外の指定管理者の選定

募集しないで指定管理者候補者を指名する場合においても審査会の審査を経て、指定管理者候補者を選定する。

(4) 申請者からの聴取

審査会は、会議に申請者の出席を求め、説明を求めることができる。

(5) 選定結果の通知

選定後は、施設管理担当課がすべての申請者に選定の結果に理由を付し、通知するとともに公表する。

(6) 仮協定の締結

選定された指定管理者候補者と管理内容の細部について協議し、仮協定を締結する。仮協定は、指定管理者として指定されるまでの確認書的なもので、正式な契約とはみなさない。

(7) 指定管理者候補者の辞退

指定管理者候補者との仮協定の締結に至らない場合又は選定した指定管理者候補者から辞退があった場合は、審査会の審査において次順位の者を指定管理者候補者とする。

5 議会の議決

(1) 指定議案 議決すべき事項は、総務省通知により次のとおりとされている。

ア 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イ 指定管理者となる法人等の名称

ウ 指定の期間

(2) 議決後の通知 指定管理者への「指定の通知」は行政処分であり、議決後速やかに通知するものとする。

IV 指定管理者指定後の措置

1 協定の締結

協定書は、募集要項及び業務仕様書、指針に規定する事項並びに施設の性格に合わせた施設管理の基本的な事項について規定する。

具体的には、指定期間、管理業務、報告事項、業務上の取扱い等指定期間全体に適用する基本的な事項を定める「包括協定」及び年度に適用する実施事業内容、管理経費の額、支払い方法等を定める「年度協定」により、協定を締結する。

2 報告・監視、取消し等

(1) 業務の報告及び監視

ア 報告 施設の管理状況等を把握するため、年度の事業報告及び事業計画のほか、必要に応じて詳細な報告を求めることができるものとする。

イ 調査 必要に応じて、指定管理者から管理状況を聴取し、施設において立入り調査し、管理状況を調査することができるものとする。

ウ 是正等の指示 事業報告、調査等により、管理内容に改善が必要と認めるときは、指定管理者に対して、業務改善・是正の措置を講じるよう指示することができるものとする。

(2) 指定管理者の指定の取消し等の事由等

ア 次の事態が生じたことにより指定を取り消し、又は一部業務の停止を命じ、市に損害が生じた場合は、指定管理者が賠償の責を負わなければならない。

・管理業務等に対する指示に従わないとき。

・選定基準を満たさなくなったとき。

・指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないとき。

イ 災害等により指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定を取り消した場合は、指定管理者は賠償の責を負わない。

(3) 取消し後の対応

新たな指定管理者が指定され管理が行われるまでの間の管理は、次のとおりとする。

ア 市長が指名する者により一時的に管理を行う。

イ 市長が個別業務の委託等を行い、市が直接管理する。

3 業務の引継

指定管理者の指定期間が任期満了又は指定の取消しがあった場合は、市に業務を引き継がなければならない。